

平成17年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月25日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第7号

平成17年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年佐賀県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（平成17年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「<u>特定職員</u>」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（<u>佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。）附則第9項又は佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成17年改正給与条例附</u></p>	<p>（平成17年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料の支給）</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「<u>複数事由該当職員</u>」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、<u>平成28年3月31日までの間、その差額に相当する額（平成17年改正給与条例附則第7条第1項に規定する特定職員（以下この条及び次条第1項において「<u>特定職員</u>」という。）にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が50歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった</u></p>

改正前	改正後
<p>則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、<u>特定職員</u>であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（<u>県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員</u>にあつては、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成17年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>（平成17年改正給与条例附則第7条第3項の規定による給料の支給）</p> <p>第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前</p>	<p>日。次項及び次条第1項において同じ。）以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成17年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、<u>複数事由該当職員</u>であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、<u>平成28年3月31日までの間</u>、その差額に相当する額（<u>特定職員</u>にあつては、50歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額）を、平成17年改正給与条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>3 <u>平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における前2項の規定に適用については、これらの項中「100分の98.6を乗じて得た額）」とあるのは、「100分の98.6を乗じて得た額）から当該額に2分の1を乗じて得た額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円とする。）を減じた額」とする。</u></p> <p>4 <u>平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第1項及び第2項の規定の適用については、これらの項中「100分の98.6を乗じて得た額）」とあるのは、「100分の98.6を乗じて得た額）が1万円を超える場合に限り、その超える額」とする。</u></p> <p>5 <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第1項及び第2項の規定の適用については、これらの項中「100分の98.6を乗じて得た額）」とあるのは、「100分の98.6を乗じて得た額）が15,000円を超える場合に限り、その超える額」とする。</u></p> <p>（平成17年改正給与条例附則第7条第3項の規定による給料の支給）</p> <p>第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前</p>

改正前	改正後
<p>条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額(県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.6を乗じて得た額)を、平成17年改正給与条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</p>	<p>条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)等適用職員である者となることとなるものを除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、<u>平成28年3月31日までの間、その差額に相当する額(特定職員にあっては、50歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.6を乗じて得た額)を、平成17年改正給与条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</u></p> <p><u>2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における前項の規定の適用については、同項中「額)」とあるのは、「額)から当該額に2分の1を乗じて得た額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円とする。)を減じた額」とする。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2</u> 略</p>	<p><u>3</u> 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第1項の規定の適用については、同項中「額)」とあるのは、「額)が1万円を超える場合に限り、その超える額」とする。</p> <p><u>4</u> 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における第1項の規定の適用については、同項中「額)」とあるのは、「額)が15,000円を超える場合に限り、その超える額」とする。</p> <p><u>5</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。